

2020年2月21日
学 長 裁 定

車載ネットワーク研究コンソーシアム運営要領

名古屋工業大学産学官金連携コンソーシアム規程（2019年2月19日規程第23号）に基づいて設置する車載ネットワーク研究コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営要領（以下「本要領」という。）を定める。

（設置及び運営）

第1条 名古屋工業大学産学官金連携機構（以下「産学官金連携機構」という。）に、車載ネットワーク研究コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置し、運営する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、車載ネットワークに関する技術及び国際標準の最新動向を提供するとともに、企業・大学・研究機関の組織横断的で縦断的な交流の場を提供することで、専門性の異なる複数のレイヤで構成されるネットワークシステムの理解を深めて真のニーズを抽出するきっかけと、国内外の諸団体と連携することで初めて成しうる国際標準化への議論の場となることを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 第一線で活躍する研究者を招いての有線及び無線による車載ネットワーク（物理層～アプリケーション層）に関するワークショップ。
- 二 車載ネットワークに関する最新の国際標準化状況報告及び国際的なフォーラム・コンソーシアムの活動紹介。
- 三 分科会（車載イーサネット物理層、車両無線、QoS、EMC等）活動として試験方法解説及び個別指導並びに共通に興味を有するテーマに関する比較試験・検証と討議。

（会員）

第4条 会員とは、本要領に賛同し、本事業の推進を図る者で、次条第2項及び第3項に基づき入会を承認された法人会員（以下「会員」という。）をいう。

- 一 会員は、法人又は団体とする。
- 二 第9条第1項第1号に規定する会費一口につき、前条の事業には各回最大2名が参加でき、前条第3号の事業には参加者毎に分科会を選択し、一会計年度毎に変更ができる。ただし、産学官金連携機構の要請により参加する者はその人数から除くものとする。

（会員の入退会等）

第5条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、別紙入会申込書（以下「申込書」という。）を産学官金連携機構に提出するものとする。

2 会員の入会については、その者の入会を適当と産学官金連携機構が認めた場合、会員として加入することができる。

3 会員で退会を希望する者は、事前に理由を付した退会届を産学官金連携機構に提出し、当該退会届を受理した産学官金連携機構は、これを承認するものとする。

4 会員は、申込書に記載された内容に変更があったときは、速やかにその旨を産学官金連携機構に届け出るものとする。

5 会員が次の各号いずれかに該当するものと認められるときは、産学官金連携機構がこれを除名することができる。

一 会費の滞納があるとき

二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき

三 本要領を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

（会員の権利・義務）

第6条 会員は本事業に参加する権利を有する。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

一 会員は、第9条第1項に規定する会費を負担するものとする。

二 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

三 会員は、本事業で創出された成果物を活用した産学プロジェクトチームの結成に積極的に協力するものとする。

四 反社会的勢力との関わりを持たないこと。

（事務局）

第7条 本コンソーシアムの事務局は、産学官金連携機構内に置く。

（会計年度）

第8条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

（会費）

第9条 本コンソーシアムの運営に要する経費は会員からの会費をもって充てる。

一 会員の一会計年度の会費は、一口あたり20万円（消費税を含む）とする。ただし、10月～翌年3月に新規入会する場合は、一口あたり10万円（消費税を含む）とする。

二 会員が参加者を1名追加する場合には会員資格を有する期間内において会費10万円（消費税を含む）の追加とする。

2 既納の会費については、退会により還付しない。ただし、天災等やむを得ない事由により、事業が継続できなくなった場合、会員からの請求に基づき還付することができる。

（予算及び決算）

第10条 事務局は、当該事業年度の収入及び支出について会員に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第11条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

3 会員は、本事業の遂行及び本コンソーシアムの運営において、事務局が必要と認めた情報を事務局に開示しなければならない。事務局は、開示を受けた情報を本コンソーシアムの目的以外で使用または開示してはならない。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第12条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等の契約の定めによるものとする。

3 本事業で創出された成果物に係わる試作等を実施する場合、別途秘密保持等の契約を締結し、知的財産等の取り扱いを定めることとする。

(解散)

第13条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、産学官金連携機構がこれを行うものとする。

(要領の改廃等)

第14条 本要領の改廃については、産学官金連携機構が行う。

(設置期間)

第15条 本コンソーシアムの設置期間は、2023年3月31日までとする。ただし、産学官金連携機構において、事業を継続するとした場合、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(補則)

第16条 本要領の定めるものの他、本コンソーシアムの運営に必要な事項は産学官金連携機構が別に定めることができる。

附 則

この要領は、2020年4月1日から施行する。